

◆訴訟の構え【通行料金差止請求を求めて】

* 企業活動に大きな損害を与える不当な利用料金制度。並びに、不当な通行料金制度の差止めを法に問う。

* 憲法第22条第1項

「国民の居住・移動・移住の自由保障」を侵害

* 憲法第30条

「国民は、法律の定める処により、納税の義務を負う。」

* 憲法第84条

「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律、又は法律の定める条件に拠る事を必要とする。」

*一1 道路整備特別措置法 改正とその歴史

※道路整備特措法制定目的

国民保有資産を活用し、世界銀行から道路建設資金を当初調達のため借金するに、疲弊している国民から税として調達するではなく、通行者(車の保有者は当時、高額所得者ばかり)から徴収すれば制度開始は容易と推測して実行に至った。

※特措法第4条 償還期間20年(前後5年以内据置期間含)

1/4 は道路管理者の資金。3/4を返済として独業法人返済機構に分納。運営は道路管理者が行う。

利用料金は利用対象への使用料金。存外に対象を変える事は目的の誤りとなる。

※プール制導入 通行料金を他区間修繕費や新延長に転用する為が開発された方策

▼通行料金は利用区間の支払契約方式が原則。

転用目的の為に、使用手数料⇒税金扱いに摺替えた現状。可能にしてしまったのが特措法である。

▼税金は税法であり、本来、国会決議を要するものだ。しかし、咀嚼して特措法に盛り込み、取扱開始した。

また、料金の改定や変更を国土交通大臣に指示する現状にある。政府が国民を疎んじ、国会が機能していない1例である。

*一2 租税法律主義に反する通行料金制度

◆結論

国は、憲法を屈曲しつつも、国財の貸出を受けて道路建設を敢行、国民へ道路無料化の約束を一方向的に償還遺棄し、利用料金収受や償還金返済不履行を久遠のものとしている信用失墜の大罪がある。

速やかに、【通行料金収受停止＝原告主張の判決】や【道路は国民資産であり、故に税制化の法改正、並びに組織改編】を。

→◆訴訟の構え【通行料金差止請求 参考人陳述を】

→*判決＝違憲を軸に、法外な通行料金差止請求を訴求。

→*国民の移動の自由を阻害。特別措置法濫用の疑い

→*納税は義務だが、通行料金は税金ではない。特別会計法は、あくまで臨時法である。

→*国民は、通行料金制度の根拠を求めねばならない。

→*一1 通行料金制度と特別会計法が違憲と考える

→※特別会計法は、権限部族の始まり

・特別会計は、特別とし、国会を通さず(立法府)国民に届かず、議論する事も許さない特別な会計組織。自由に収入を得て、自由に活用する、必要とあらば大臣の名のもとに発令して国民から財産や役務を奪う

→※憲法を特別に停止している特別措置法の運用

その時代や時期は必要としたものの、現在は必要とせず、廃止が肝要だ。

→※プール制導入は「成りすまし税＝通行料金」。

・国民審議なく、通行料金を税金扱いにすり替えた。
・税金扱いの通行料金を民間収受。
料金改正は国会審議せず改定宣言を国土交通大臣に指示。
・民間企業による国政の乗っ取り行為。

→*一2 ※憲法30条・84条に違憲。

償還主義を無視する自白と実行(20年から60年先まで)転用事情(他区間・新延長・災害復旧費他)がある為、返済不可能な事から支払期間を勝手に延長している。

→◆訴訟において法が民を犯していると司法で糾す

① 司法＝憲法違反の上に、違法行為も見受ける

*【特別措置法濫用】実態と司法判断。

*【憲法違反】22条・30条・84条に違憲

*【執行措置】判決 料金収受停止

② 立法＝【新税制立案・特別措置法廃止、組織改編】

【特別会計法の廃止＝聖域はない】

特別会計法の問題指摘と会計法の是正